

○大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場使用要領

平成21年8月20日

21産産発第11010号産業経済部長決定

改正 令和2年3月24日31産産発第13069号産業経済部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例第10条第4項で定める大田区立本羽田二丁目第2工場アパートの駐車場の使用について定めるものとする。

(区画数及び区画番号)

第2条 駐車場の区画数及び区画番号は、別表第1のとおりとする。

(使用対象者)

第3条 駐車場の使用対象者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例施行規則第11条の規定により大田区立本羽田二丁目第2工場アパート使用許可書（以下「使用許可書」という。）の交付を受けた者で、駐車場の使用を希望する者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、使用対象者としな

(1) 正当な理由がなく使用料を滞納した者。

(2) 大田区立本羽田二丁目第2工場アパート条例若しくはこれに基づく規則（以下「条例等」という。）又は条例等に基づく区長の指示に違反した者。

(使用の申込)

第4条 駐車場を使用しようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場使用申込書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(使用者の決定)

第5条 区長は、第4条の規定による申込みを受けたときは、抽選により駐車場の使用者を決定し、当該使用者として決定を受けた者に、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場使用者決定通知書（別記第2号様式）により通知する。

2 区長は、抽選により使用者とならなかった者には、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場使用不許可通知書（別記第3号様式）により通知する。

(使用期間)

第6条 駐車場の使用期間は、使用許可書の使用期間内で1年以内とする。

(使用継続)

第7条 駐車場の使用期間満了後、継続して使用しようとする者は、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場使用継続申込書（別記第4号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申込みを受けたときは、第5条の規定に基づき、使用者及び使用区画を決定する。

(使用区画数)

第8条 駐車場を使用できる区画数は、1使用者あたり1区画とする。

2 駐車場の使用区画の総数が区画数を下回っている場合は、前項の規定にかかわらず、第4条及び第5条の規定により決定を受けることができる。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当する者を当該区画の使用者として決定した場合、前項の規定により決定を受けた場合の当該区画の使用期間をその使用開始日の前日までに変更し、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場使用期間変更通知書（別記第5号様式）により通知する。

(1) 当該使用者として決定を受けた日以降に使用許可書の交付を受けた者

(2) 駐車場の使用者として決定を受けていない者

(転貸等の禁止)

第9条 使用者は、駐車場を転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(返還)

第10条 使用者は、使用期間内に駐車場を返還しようとするときは、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場使用者返還届（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（取消）

第11条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消すことができる。

- （1） 不正行為により使用の許可を受けたとき。
- （2） 正当な理由がなく使用料を滞納したとき。
- （3） 駐車場を故意又は重大な過失により損傷したとき。
- （4） 条例等又は条例等に基づく区長の指示に違反したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、区長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

付 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

駐車場の区画数及び区画番号

区画数	区画の位置、内訳及び番号		
50区画	屋外平置き	2区画	・ 49番から50番まで
	機械式1階	21区画	・ 5番から7番まで ・ 12番から14番まで ・ 20番から23番まで ・ 29番から32番まで ・ 38番から41番まで ・ 46番から48番まで
	機械式2階	27区画	・ 1番から4番まで ・ 8番から11番まで ・ 15番から19番まで ・ 24番から28番まで ・ 33番から37番まで ・ 42番から45番まで

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場使用申込書

（あて先）大田区長

会社等の名称

申込者 代表者氏名 印

室 番 号 号室

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場を使用したいので申します。

	区画番号	位置
第1希望	番	・ 屋外平置き ・ 機械式1階 ・ 機械式2階
第2希望	番	・ 屋外平置き ・ 機械式1階 ・ 機械式2階
第3希望	番	・ 屋外平置き ・ 機械式1階 ・ 機械式2階
第4希望	番	・ 屋外平置き ・ 機械式1階 ・ 機械式2階
第5希望	番	・ 屋外平置き ・ 機械式1階 ・ 機械式2階

第2号様式（第5条関係）

発第 号
年 月 日

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場使用決定通知書

様

大田区長



下記のとおり、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場の使用を許可します。

記

区画番号	位置	使用料	使用期間
番	・ 屋外平置き ・ 機械式1階 ・ 機械式2階	円	年 月 日 ～ 年 月 日
番	・ 屋外平置き ・ 機械式1階 ・ 機械式2階	円	年 月 日 ～ 年 月 日
番	・ 屋外平置き ・ 機械式1階 ・ 機械式2階	円	年 月 日 ～ 年 月 日

【許可にあたっての条件】

●

第3号様式（第5条関係）

発第 号
年 月 日

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場使用不許可通知書

様

大田区長



年 月 日付けで申請のあった大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場の使用については、抽選の結果、許可しないことを決定したので通知します。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場使用継続申込書

（あて先）大田区長

会社等の名称

申込者 代表者氏名 印

室 番 号 号室

大田区立本羽田二丁目第2工場アパート駐車場を継続使用したいので申します。

継続使用を希望する 使用区画数	区画
--------------------	----

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート駐車場使用期間変更通知書

様

大田区長



下記のとおり、大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート駐車場の使用変更を通知します。

記

区画番号	位置	使用料	使用期間	
			変更前	変更後
番	・ 屋外平置き	円	年 月 日	年 月 日
	・ 機械式 1 階		～	～
	・ 機械式 2 階		年 月 日	年 月 日
番	・ 屋外平置き	円	年 月 日	年 月 日
	・ 機械式 1 階		～	～
	・ 機械式 2 階		年 月 日	年 月 日
番	・ 屋外平置き	円	年 月 日	年 月 日
	・ 機械式 1 階		～	～
	・ 機械式 2 階		年 月 日	年 月 日

第 6 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート設駐車場使用者返還届

（あて先）大田区長

会社等の名称

申込者 代表者氏名 印

室 番 号 号室

下記のとおり、大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート駐車場を返還します。

記

区画番号	位置	使用料	返還年月日
番	・ 屋外平置き ・ 機械式 1 階 ・ 機械式 2 階	円	年 月 日
番	・ 屋外平置き ・ 機械式 1 階 ・ 機械式 2 階	円	年 月 日
番	・ 屋外平置き ・ 機械式 1 階 ・ 機械式 2 階	円	年 月 日

- 第 1 号様式 (第 4 条関係)
- 第 2 号様式 (第 5 条関係)
- 第 3 号様式 (第 5 条関係)
- 第 4 号様式 (第 7 条関係)
- 第 5 号様式 (第 8 条関係)
- 第 6 号様式 (第10条関係)